

## 大阪市告示第531号

大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）第34条第1項及び第2項の市長が定める法人を、次表のとおり指定したので、大阪市情報公開条例施行規則（平成13年大阪市規則第31号）第11条の規定により告示する。

令和7年4月11日

大阪市長 横山英幸

大阪市情報公開条例第34条第1項に基づく市長が定める法人の名称
公益財団法人大阪国際交流センター
株式会社大阪市開発公社
株式会社大阪城ホール
アジア太平洋トレードセンター株式会社
大阪市商業振興企画株式会社
株式会社大阪鶴見フラワーセンター
公益財団法人関西・大阪二十一世紀協会
株式会社湊町開発センター
大阪外環状鉄道株式会社
中之島高速鉄道株式会社
西大阪高速鉄道株式会社
社会福祉法人大阪社会医療センター
公益財団法人大阪市救急医療事業団
公益財団法人地球環境センター
クリスタ長堀株式会社
クリアウォーターOSAKA株式会社
大阪港埠頭ターミナル株式会社
大阪港埠頭株式会社

株式会社大阪港トランスポートシステム
阪神国際港湾株式会社
一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター
公益財団法人大阪府暴力追放推進センター
大阪市街地開発株式会社
株式会社大阪水道総合サービス
公益財団法人大阪国際平和センター
大阪シティバス株式会社
大阪市高速電気軌道株式会社

大阪市情報公開条例第34条第2項に基づく市長が定める法人の名称
公益財団法人大阪国際交流センター
株式会社大阪城ホール
株式会社湊町開発センター
社会福祉法人大阪社会医療センター
公益財団法人大阪市救急医療事業団
クリスタ長堀株式会社
クリアウォーターOSAKA株式会社
大阪港埠頭ターミナル株式会社
大阪港埠頭株式会社
株式会社大阪港トランスポートシステム
株式会社大阪水道総合サービス
公益財団法人大阪国際平和センター
大阪市高速電気軌道株式会社

(総務局行政部行政課)